

平成二十九年六月十四日提出
質問第四三三三号

自動車用エアバッグガス発生器の火薬類取締法上の扱いに関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

自動車用エアバッグガス発生器の火薬類取締法上の扱いに関する質問主意書

火薬類取締法上の火工品は原則として火薬類として同法が適用され一定の規制を受ける。しかし、これら火工品のうち、それぞれ火薬類としての性能は具備してはいるものの、これを装置化、システム化することにより取扱いも安全となり、かつ使用者・管理者の知的水準等も勘案すれば、公共の安全・災害の防止に支障がなく使われるとの前提の下、同法施行規則第一条の四の規定により同法の適用除外とされているものが複数存在する。自動車用エアバッグガス発生器も右のとおり適用除外とされているもののひとつと理解している。

しかしながら、タカタ株式会社製のエアバッグ（以下「タカタ製エアバッグ」という）の不具合にかかわる問題においては、当該自動車用エアバッグガス発生器の経年劣化が当該不具合（暴発）の原因と分析されている。また、平成二十八年九月十五日付日本経済新聞朝刊二十九面「私見卓見車の安全部品、品質確保の仕組みを」によれば、火薬の学識経験者である堀恵一宇宙航空研究教授開発機構教授が「火薬など高エネルギー物質を使う部品の品質を何十年も保証するのは難しい」と指摘している。

加えて、米国エヌビーシーニュース（NBC NEWS）のウェブサイトで同年九月十八日付報じられた

記事“Are Your Car's Airbags Ready for Retirement?”においては、米国自動車安全センター（Centre for Automotive Safety）ディレクターであるクレアラン・デイトロー氏が「エアバッグ（自動車用エアバッグガス発生器）の寿命をテストする方法はない」と指摘し、また米国自動車研究センター（Centre for Automotive Research）名誉所長であるD. コール博士は「エアバッグ（同）の加速劣化試験は困難である」と指摘している。そしてこれら日米専門家による一連の指摘はタカタ製エアバッグに限ったものではない。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 自動車用エアバッグガス発生器が、火薬類取締法の適用除外となった経緯と理由を具体的に説明いただきたい。

二 タカタ製エアバッグ不具合の原因が自動車用エアバッグガス発生器の経年劣化とされ、また専門家から右のとおり一連の指摘がなされている以上、もはや火薬類取締法の適用除外を受けるだけの安全性が必ずしも十分に担保されているとは言えず、同法の適用除外とすることは適切と言えないのではないか。政府の見解を伺う。

三 引き続き同法の適用除外とするのであれば、右の日米専門家の一連の指摘をふまえれば、我が国政府として自動車用エアバッグガス発生器に対し有効期限を設定する必要があるのではないか。政府の見解を伺う。

右質問する。